

## 再生事業者の登録に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の形成にとって重要な役割を担う優良な再生事業者の育成を図ることを目的として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第20条の2第1項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録等に関し必要な事項を定める。

### (登録)

第2条 大阪府の区域において廃棄物の再生を業として営んでいる者（以下「廃棄物再生事業者」という。）は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力が、その事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるもので、次条に定める基準に適合するときは、知事の登録を受けることができる。

### (登録基準)

第3条 前条に定める廃棄物再生事業者の登録基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第16条の2に定める廃棄物再生事業者の登録基準とする。

- (1) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設を有すること。
- (2) 生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた次に掲げる施設を有すること。
  - イ 古紙の再生を行う場合にあつては、当該古紙の再生に適する梱包施設
  - ロ 金属くずの再生を行う場合にあつては、当該金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設
  - ハ 空き瓶の再生を行う場合にあつては、当該空き瓶の再生に適する選別施設
  - ニ 古繊維の再生を行う場合にあつては、当該古繊維の再生に適する裁断施設
  - ホ イからニまでに掲げる廃棄物以外の廃棄物の再生を行う場合にあつては、当該廃棄物の再生に適する施設
- (3) 廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。
- (4) 事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
- (5) その他事業を適正に行うことができる者であること。

2 前項第2号の生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた施設とは、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）及び大阪府循環型社会形成推進条例（平成15年大阪府条例第6号）を遵守した施設とする。

3 第1項第5号のその他事業を適正に行うことができる者とは、次のいずれにも該当しな

い者とする。

- (1) 法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでのいずれかに該当する者
- (2) 大阪府生活環境の保全等に関する条例若しくは大阪府循環型社会形成推進条例又はこれらの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者（個人においては廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 4 条の 7 で定める使用人、法人においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）又は令第 4 条の 7 で定める使用人で当該執行日又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者のあるものを含む。）
- (3) 令第 22 条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者
- (4) 法人でその役員又は令第 4 条の 7 で定める使用人のうち前号に該当する者のあるもの
- (5) 個人で令第 4 条の 7 で定める使用人のうち第 3 号に該当する者のあるもの

（登録申請）

第 4 条 法第 20 条の 2 の規定に基づき廃棄物再生事業者の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、廃棄物再生事業者登録申請書に必要な事項を記載し、次に掲げる図書を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 施設及び設備の概要を記載した書類
- (3) 事業場位置図及び場内配置図
- (4) 施設の平面図、立面図、断面図及び構造図並びに設備の仕様書又は写真
- (5) 事業場所在地の土地の登記事項証明書及び借地については賃貸契約書又は使用承諾書等の写し
- (6) 法人の場合にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (7) 個人の場合にあつては住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載があるものに限る。）
- (8) 業務経歴を記載した書類
- (9) 法人の場合にあつては直前 1 年の事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (10) 個人の場合にあつては直前 1 年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (11) 第 3 条第 2 項に提示した法令等を遵守すること及び同条第 3 項に該当しないことを誓約する書類
- (12) 欠格要件適用対象者に関する書類
- (13) 廃棄物の再生の業を営んでいることが確認できる書類
- (14) その他、知事が必要と認める登録事業に関する書類

2 知事は、前項の申請書内容を審査するとともに、必要に応じて登録申請に係る事業場

に立入り、申請書記載内容の確認をすることができる。

(登録の実施)

第5条 知事は、前条の規定により登録申請があった場合は、第3条に定める登録基準に適合しない場合を除き、令第18条の規定に基づき廃棄物再生事業者の登録をしなければならない。

2 知事は、前項の登録をしたときは、令第19条の規定に基づき廃棄物再生事業者登録証明書を申請者に交付するものとする。

3 知事は、第1項の登録をしたときは、市町村長にその内容を通知するものとする。

(帳簿等の作成及び市町村への協力)

第6条 前条第1項の登録を受けた廃棄物再生事業者（以下「登録廃棄物再生事業者」という。）は、実施した再生事業について、帳簿等を作成し、記録するよう努めるものとする。

2 登録廃棄物再生事業者は、法第20条の2第4項に基づき市町村から一般廃棄物の再生に関し協力を求められたときは、協力するよう努めるものとする。

(登録証明書の再交付)

第7条 登録証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、登録証明書の再交付を申請することができる。

2 登録証明書を汚損又は破損し、登録証明書の再交付申請を行う場合は、汚損し、又は破損した登録証明書を添付しなければならない。

(登録の変更)

第8条 令第20条に基づく登録内容の変更の届出は、廃棄物再生事業者登録変更届を知事に届け出ることにより行うものとする。

2 前項の登録変更の届出については、変更内容が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 令第17条第1項第1号に係る変更の場合は、法人にあつては第4条第1項第6号及び第11号に定める書類、個人にあつては同条第7号及び第11号に定める書類

(2) 令第17条第1項第2号に係る事業場の変更の場合は、第4条第1項第5号に定める書類

(3) 令第17条第1項第3号に係る変更の場合は、第4条第1項第1号に定める書類

(4) 令第17条第1項第4号に係る変更の場合は、第4条第1項第2号、第3号及び第4号に定める書類

(登録の廃止、休止及び再開)

第9条 令第21条に基づく事業場の廃止、休止及び再開の届出は、廃棄物再生事業者廃止（休止・再開）届を知事に届け出ることにより行うものとする。

2 知事は、令第21条に基づく事業場の廃止、休止及び再開の届出があった場合は、市町村長にその内容を通知するものとする。

(準用)

第 10 条 第 4 条第 2 項及び第 5 条第 2 項の規定は、第 7 条及び第 8 条の規定に基づく登録証明書再交付申請及び登録内容の変更の届出に準用する。

(登録の取消し)

第 11 条 知事は、登録廃棄物再生事業者が次の各号のいずれかに該当するときには、その登録を取り消すことができる。

- (1) 令第 20 条及び令第 21 条に規定する届出を行わなかったとき
- (2) 第 3 条に規定する登録基準に適合しなくなったとき
- (3) 不正の手段により、第 4 条、第 8 条又は第 9 条に規定する手続を行い、又は行うべき手続を行わなかったとき

2 知事は、前項の規定により登録を取り消そうとするときは、大阪府聴聞等の手続に関する規則（平成 6 年大阪府規則第 69 号）に基づき手続を行う。

3 知事は、登録を取り消したときは、その理由を付して当該事業者へ通知し、市町村長にその内容を通知するものとする。

4 知事は、登録廃棄物再生事業者（法人にあってはその役員又は令第 4 条の 7 で定める使用人、個人にあっては令第 4 条の 7 で定める使用人を含む。）が法第 7 条第 5 項第 4 号ニに定める行為により、逮捕され、又は公訴の提起を受けるなど、将来、その業務に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが予想される場合は、事実確認を行ったうえ、法第 7 条第 5 項第 4 号チの適用について、平成 30 年 3 月 30 日環循規発第 18033028 号「行政処分の指針について(通知)」に基づき、適切に判断するものとする。

(登録証明書の返納)

第 12 条 登録廃棄物再生事業者は、次の各号に該当する場合は、登録証明書を知事に返納しなければならない。

- (1) 登録を受けた事業場を廃止したとき
- (2) 登録の変更等により新たに登録証明書の交付を受けたとき
- (3) 登録の取消しを受けたとき
- (4) 紛失により登録証明書の再交付を受けた後、紛失した登録証明書を発見したとき

(報告の徴収及び立入検査)

第 13 条 知事は、この要綱を施行するため必要があると認める場合は、報告の徴収及び立入検査を行うことができる。

(その他)

第 14 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。